

サマーセミナー講演料規程

平成30(2018)年5月8日 制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）定款第4条1項に基づき開催される、サマーセミナーにおける講演料に関する事項を定める。

(講演料)

第2条 サマーセミナーにおける講演料は、講演1コマにつき10,000円（税抜）とする。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。